

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	経済戦略局 文化部 文化課 (06-6469-5173)
処分担当名	サントリーパブリシティサービスグループ (中央公会堂指定管理者)
処分の名称	大阪市中央公会堂の入館制限
概要	大阪市中央公会堂の入館制限
根拠法令等 及び条項	大阪市公会堂条例第7条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	入館制限の基準は、条例第7条に基づき、具体内容を「大阪市中央公会堂における使用許可の制限及び使用許可の取消し等に関する要綱」に定めています。具体内容は次のとおりです。 ◎ 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り又は退館いただくことがあります。 要綱第4条 (入館の制限) (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者。なお、「迷惑」とは、当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいいます。 ア 非常に大きな音量を発する者 イ 走り回ったり、球技をしたりして暴れる者 ウ その他、他人に迷惑となる行為をする者 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者。なお、「損傷する」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 ア 不適切な取扱いにより附属設備などを損傷する者 イ 旗竿などにより壁・照明設備などを損傷する者 ウ 塗料、薬品などにより展示、壁、床面を汚染又は損傷する者 エ その他、建物又は付帯設備を損傷する者 (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者。なお、「危害」とは、人の生命、身体、財産を損ない又は損なうおそれがある状態にすることをいいます。 ア 刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む者 イ 著しい悪臭、異臭を発する物品を持ち込む者 ウ 介助犬及び盲導犬を除く動物を携行する者 エ その他、他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品若しくは動物を携行する者 (4) 管理上必要な指示に従わない者。なお、「管理上の支障」とは、使用者に付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修などの施設の管理上必要な指示をいいます。 ア 指定された場所以外で飲食・喫煙する者 イ 大量のゴミを施設内に放置し、持ち帰るようにとの指示に従わない者 ウ その他管理上必要な指示に従わない者 (5) その他、管理上支障があると認める者。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000515661.html
備考	